3　店舗販売業者は、その店舗において取り扱う医薬品のうち、特定販売に係る医薬品について広告をする場合には、次に掲げるところにより行わなければならない。

一　インターネットを利用して広告を行うときはホームページに、その他の方法により広告を行うときは当該広告に、次に掲げる事項を見やすく表示すること。

イ　第百六条に掲げる事項

ロ　許可番号

ハ　法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称及び所在地

二　要指示医薬品及び要指示医薬品以外の医薬品の区分ごとに表示すること。

第百五条の見出し中「医薬品販売業者」を「薬剤師等」に改め、同条中「医薬品販売業者（店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者をいう。以下同じ。）」を「店舗販売業者」に改める。

第百六条第七号中「相談に対応する」を「法第三十六条の十第五項の相談に応ずる」に、「連絡先」を「当該相談に応ずる電話番号その他の連絡先」に改める。

第百八条の二第一項中「第百二条及び第百四条」を「第百二条、第百二条の二、第百四条、第百四条の二、第百四条の四、第百四条の六（第三項を除く。）及び第百五条」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

第百二条（見出しを含む。）	店舗管理者	区域管理者
	店舗に	業務に係る都道府県の区域に
	販売し、又は授与する店舗	配置する場合
	店舗を	場合を
第百二条の二	第二十九条の二第一項	第三十一条の四第一項
	次条から第百五条まで	第百八条の二第一項において準用する第百四条、第百四条の二、第百四条の四、第百四条の六（第三項を除く。）及び第百五条並びに第百八条の三
第百四条第一項	店舗に当該店舗販売業	当該配置販売業
第百四条第二項	店舗管理者	区域管理者
第百四条の二の見出し	譲受及び譲渡	譲受及び配置
第百四条の二第一項	譲り受け、又は医薬品を薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者若しくは飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによって獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者に販売し、若しくは授与した	譲受した
	譲受し、販売し、又は授与した	譲受した
	譲渡人又は譲受人	譲渡人

第百四条の二第二項	販売し、又は授与	配置
	第三十六条の十第三項	第三十六条の十第七項において準用する同条第三項
第百四条の六の見出し	店舗	配置販売業
第百四条の六第一項	店舗に	区域に
第百五条	その店舗	その区域

第百八条の二の次に次の一条を加える。

（配置販売に関する文書の添付）

第百八条の三　配置販売業者は、医薬品を配置するときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて配置しなければならない。

一　許可番号

二　営業の区域

三　許可の区分の別

四　配置販売業者の氏名又は名称

五　区域管理者の氏名

六　当該区域に勤務する薬剤師又は登録販売者の別及び氏名

七　相談時の対応方法に関する解説

八　営業時間及び営業時間外に法第三十六条の十第七項において準用する同条第五項の相談に応ずることができる時間及び当該相談に応ずる電話番号その他の連絡先

第百十条の四を次のように改める。

（準用）

第百十条の四　卸売販売業者については、第百二条の二から第百四条の二（第二項を除く。）まで及び第百五条の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二条の二	第二十九条の二第一項	第三十六条の二第一項
	次条から第百五条まで	第百十条の四第一項において準用する第百三条から第百四条の二（第二項を除く。）まで及び第百五条並びに第百十条の五
第百三条	店舗管理者	営業所管理者
第百四条第一項	店舗に	営業所に
第百四条第二項	店舗管理者	営業所管理者
第百五条	その店舗	その営業所